



PRESS RELEASE

令和5年4月5日 (水)

製品プラスチックのリサイクルを開始し、プラスチックごみの分別区分を変更しました！



- 飯田市では、この4月から、いままで燃やしていた製品プラスチックのリサイクルを開始しました。
- 家庭からプラ資源として出していただくものが、今までの容器包装プラスチックだけでなく、製品として使われているプラスチックも対象となり、同じ資源ごみとして扱います。
- 市民のみなさんの御理解と御協力をお願いします。

【内容（基本事項）】

- 1 当市では、この4月から、いままで焼却していたいわゆる製品プラスチックのリサイクルの取組を開始しました。これは、昨年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づくものです。
- 2 それに伴い、家庭から排出されるプラスチック資源ごみの分別区分を変更しました。今までは容器包装プラスチックのみが対象でしたが、プラスチック製品およびビニール製品もプラ資源として容器包装プラスチックと同じ資源ごみの袋に入れていただき、一括して回収します。
- 3 分別には市民のみなさんの協力が不可欠です。報道機関のみなさまによる周知と市民のみなさんの御協力をお願いします。

【アピールポイント】

- 1 この製品プラスチックのリサイクルの取組は、海洋プラスチック問題及び地球温暖化問題に対処するためのものです。
- 2 今まで燃やしていたプラスチックを、リサイクルしていきますが、すべてのプラスチックをリサイクルの対象にはできないので、分別に当たっていくつかお願い（注意事項）があります。
※ 分別に関するお願い（注意事項）は裏面及びチラシをご覧ください。
- 3 プラスチック資源ごみの袋は、資源ごみ（プラスチック）と表記されたデザインのものに変わりますが、当面は今までの「プラスチック製容器包装」用の袋（透明に紫色の印刷）をお使いいただけます。

添付資料の有無

なし あり（別添のとおり）

飯田市ウェブサイトへの掲載

なし あり

後日掲載（月 日頃）

発表の趣旨

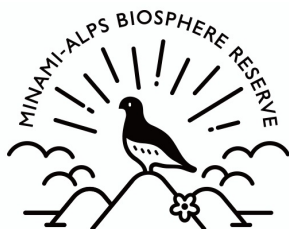
政策・施策・事業等の発表

イベント等の事前告知

当日の取材依頼 市民・対象者等に対する周知依頼

イベント・事故等の事後告知

その他



南アルプス
ユネスコエコパーク

問い合わせ先

市民協働環境部 環境課

廃棄物対策係

担当：近藤 内線：5464

電話：0265-22-4511

FAX：0265-22-4573

○分別に関するお願い（注意事項）

1 新たにプラスチック資源ごみ（プラ資源）としていただく製品プラスチック

- (1) 製品全体がプラスチックでできているもの
- (2) 製品の大部分がプラスチックでできているもの(プラスチック以外の部分の重さが全体ので 10 分の 1 以下程度)

例：洗濯ばさみ、フロッピーディスクなど

- (3) 下の 3 に該当しないもの

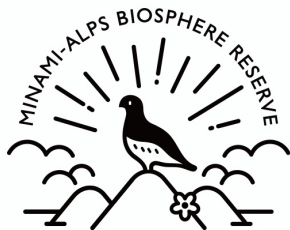
2 製品プラスチックをプラ資源として排出する際の一般的なルール

- (1) 食品や土などの汚れを落としてください。
- (2) 1 辺の長さを 50 センチメートル未満としてください。

3 プラ資源としないプラスチック

- (1) 家電、おもちゃなどで電気又は電池を使うもの
- (2) 長さが 50 センチメートル以上のもの（一辺の長さが 50 センチ以上のホース、シートなどのほか箱状のもの、またビデオテープやカセットテープなど内部で巻かれている 50 センチメートル以上のものを含みます。）
- (3) まな板などで厚さが 5 ミリメートル以上のもの
- (4) 食べ物のかす、泥などの汚れが付着しているもの
- (5) ペットボトル（リサイクルステーションへ）
- (6) 安全かみそり、大根おろし器など刃がついているもの

※ 別添チラシは「広報いいた令和 5 年 4 月号」24 ページに掲載しているものと同じです。



南アルプス
ユネスコエコパーク